

【緊急！】消費者トラブル注意報 第67号

行政職員を名乗り「医療費の還付金がある。」などと言って口座番号等を聞き出そうとしたり、ATM からお金を振り込ませようとしたりする「還付金詐欺」に関する相談が増えています。

事例

- ・ 「市役所医療保険課職員や県庁国保高齢者医療課職員」などと名乗り、「市役所から還付金の通知が届いていないか。医療費の還付金があるから口座番号を教えてください。」などと言う電話がかかってきた。
- ・ 行政職員を名乗る電話があり、「還付金があるから ATM へ行ってほしい。ATM に着いたら指定する番号に電話してほしい。」などと指示された。

相手方の指示に従って ATM を操作すると、本人としては還付金の入金をしてもらうための手続きをしているつもりが、実際は相手方に送金させられているという手口です。60 歳代以上の高齢者の方々が特に狙われています。

消費者へのアドバイス

一旦、電話を切る

何も答えずに一旦、電話を切ったうえで、相手方が名乗った行政機関（市役所等）に対し確認する。

信頼できる方に相談する

言われた（指示された）通りに行動するのではなく、少しでも疑問に感じたらまず家族や警察、消費生活センター等に相談する。

電話のディスプレイや留守番電話等の機能を活用する

ひとたび話してしまうと、言葉巧みな相手方のペースに巻き込まれて騙されてしまうことがしばしばあります。電話の機能を活用して、知らない番号からかかってきた電話には出ないことも騙されないための有効な手立てです。

行政機関が還付金について電話をかけることはありません。（口座番号を聞いたり ATM へ行くように言ったりすることはありません。）

少しでも怪しいなと思った時は、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（相談受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで）

熊本地震関連の消費生活相談は、第 2 日曜日の午前 10 時から午後 3 時にも受け付けています。（電話のみ）

また、弁護士や司法書士による無料法律相談も実施しています。

【問合せ先】

熊本県環境生活部県民生活局 消費生活課
松永、前川 Tel:096-333-2308